

# 日本を世界の知の集積拠点化する

(MOT 新知財戦略提案 10 項目)

妹尾 堅一郎

(東京大学特任教授、

NPO 法人産学連携推進機構理事長)

## 1. 政府に「産業モデル・知財標準戦略支援室(仮)」を設置し、情報収集の一元化、産業支援・指導の司令塔機能を担う

政府内の産業競争力強化の機能が分散し、先導的・横断的・総合的に効果的を十分に発揮し切れていない。そのため産業界への支援・指導が不十分ではないか。

そこで産業競争力強化に資する「産業モデルの形成ならびにビジネスモデルや(標準化を含む)知財マネジメントの戦略的展開」を指導・支援する司令塔的調査研究機能として「産業モデル・知財標準戦略支援室(仮)」を政府内に設置する。我が国の産業戦略の司令塔として、総合科学技術会議、知財戦略本部、産業構造審議会等と連携しつつ、情報収集・集約の一元化、総合的・横断的な産業戦略を立案し、府省横断的な産業支援基盤として関係部局を指導・支援する。

## 2. 産学官公民一体となって「知財マイニング運動」を推進し、日本を世界の知の集積拠点化する

我が国の科学技術力のみならず、多様な「知」を財産化・資産化していくことを大胆に促進するために、「知財マイニング運動」を展開する。

大学や公的研究機関が、その知を一層の産業活用につなげていくために「知の発掘」を大胆に進める。民間企業は社内の知を棚卸ししてマイニングを進める。

また一般市民の知・ユーザーの知等、あらゆる知を活用するプラットフォームを産官学一体で構築して支援する。さらに海外の知を取り込む工夫を行い、日本を世界の知の集積拠点化する。

## 3. 「イノベーション特区」を設置し、活用する

国内の複数地域を「イノベーション特区」に指定し、イノベーション拠点として構築・活用する。この特区は、テクノロジーとコンテンツの融合する国際拠点の場と機会とし、さらに両者が相乗関係を持つサービス事業の振興拠点と位置づける。

電波利用など通信・放送制度、道路占用など空間利用制度、著作権処理などの知財制度等の規制を柔軟化すると共に、例えば海外からの学生・技術者が創造的な活動に資するための支援環境(簡易宿泊、協業施設等)を整備する。各省庁の政策を集中的に特区に構成し、新しい技術、サービス等を試行する。

ただし、イノベーションというととかく「インベンション(技術開発)」の側面のみが取り上げられ勝ちであるが、この場合は「デフュージョン(普及・市場形成)」の側面も大きく取り入れることが重要である点を強調したい。

## 4. イノベーションに関わる国際機関あるいはアジア支部を戦略的な必要性に応じて、日本に誘致する

知財、標準をはじめ、イノベーションに関わる国際機関との関わり方を戦略的に再検討し、その戦略に基づき、必要に応じて、国際機関本部あるいはアジア支部を日本に設置する。

またアジア重視の政策であると共に、イノベーションにおけるイニシアチブを我が国がとっていくための環境整備であるだけにとどまらず、実際の戦略構築・実践のハブ、アジアの新興国人材の育成拠点等として活用・運営を行っていく。

## 5. 公的機関を先頭にして、「知財仕分け・標準仕分け」を徹底的に行うと共に「大胆・弾力的な予算支援」を行う

特許の数は重要だが、半面「特許はとればよい、数多くとればよい」の弊害も少なくない。公的研究機関(研究独法や国立大学等)のみならず、企業の大半もその傾向が残る。

標準も同様で、取得しても産業振興上疑問のあるものも散見する。そこで数年間をかけ公的機関における知財棚卸しを行い、事業寄与の可能性についての洗い直しをする。いわゆる「できちゃった特許」「とったけど特許」「なんちゃって特許」等を事業戦略観点から整理すると共に、この過程を通じて公的機関の学習を促進する。その一方で、必要な場合は公的機関等の知財戦略を、予算的に大胆かつ弾力的に支援することを行う。さらに、大企業等にも、同様に「事業観点からの知財マネジメントの徹底的見直し」を推奨する。

## 6. 政策立案へのシンクタンクの関与実績内容を評価する

従来の政策遂行にあたり、産業政策・事業施策の立案を「シンクタンク」が多くを担っていたが、本当に適切な内容の事業や調査研究を行っていたか、が大きな疑問と聞く。

「シンクタンク」の今までの実績(提言内容)を評価・確認し、今後の我が国の本格的政策シンクタンクを構築していくための布石とする。

## 7. 分野横断的なイノベーション促進を加速する

従来の分野的な垣根を超えたイノベーションが加速する中で、我が国における分野横断的なイノベーション促進を加速する。

## 8. 次世代対応型の産業支援人財を育成もしくは現行人財の徹底的な再教育を行う

現状の知財人材、MOT人材等の産業支援人材は、必ずしも十分に、時代に沿った、あるいは時代を先取りする支援・指導を行っているとは言い難い。

例えば、知財マネジメントは単に技術の権利化を行うことではなく、事業競争力に貢献できるためのビジネスモデルを踏まえたものでなければ意味がない。そのため権利マネジメント、標準マネジメント、契約マネジメントの「三位一体」が求められる。

こういった点を踏まえ、次世代競争力対応型人財を早急に育成し、旧モデル人材から新モデル人材への移行を促進する。教育訓練を充実させ、認定制度を整備し、企業知財関係者、弁理士等の知財中核人材はもとより、産学連携コーディネータ、事業化推進コーディネータ、中小企業診断士、ビジネスコンサルタント等の産業支援人材を徹底的に育成あるいは再教育する。

## 9. MOT教育プログラムをイノベーションする

MOT教育のプログラムを見ると、その多くに「ビジネスモデル」「知財マネジメント」「国際標準マネジメント」「契約マネジメント」「ブランドマネジメント」等の基本的な事業戦略要件が抜けているところが目立つ。また、仮にそれに類する科目があったとしても、20年前の古き良き時代のモデル、すなわち技術管理を主体にした昔ながらの技術経営を前提にしている場合が少なくない。これでは産業・事業における国際競争力を培えない。

そこで、MOTプログラムが国際先導的な「商品企画、技術開発、ビジネスモデル開発等を主体とし、それを先端的な(標準化を含む)知財マネジメントによって支える」最新のモデルを前提にした教育プログラムに変更されるように、強く働きかける。

## 10. 大学・大学院の教育に、新しい「知財マネジメント」科目を徹底的に加える。

経営学部で知財マネジメント科目を必修・選択必修とする。その場合、従来の制度論・出願論・法務論では

なく、事業戦略を主体としたマネジメント論とする。

他方、理系における知財科目をさらに充実させると共に、その内容も発明奨励・制度論を超えて、事業論と製品アーキテクチャ論、標準マネジメント論等を主体とする。

さらに、社会人教育においても「新しい知財マネジメント」を教育展開する。特に、事業開発、商品開発を行う人財に「ビジネスモデルとそれを可能ならしめる(標準化を含む)知財マネジメント」を徹底的に教育する。